

# 税務調査の季節

税理士 嶋 賢治

「査察」という言葉が一般的に知られるようになりました。

この査察は、従来「国税犯則取締法」という別の法律で定められていましたが、2018年4月からは「国税犯則取締法」は廃止され、国税通則法に編入されています。

査察は強制調査ともいわれ、裁判所の捜査令状を持っていますので、当然ながら拒否できません。

それに比べ、私たちが日ごろ経験するのは、国税通則法74条の2に規定する質問検査権に基づく「任意」の調査です。

例年このころは税務署の調査が本格化するシーズンです。税務署の事務年度は、協会の事業年度と同じ7月から6月までなので、職員の間が落ち着いたこのころからが本格的な調査の始まりとなるでしょう。

文言からもわかるように「検査」では、強制調査の「捜査」と異なり、自らの手で探し出すことはできません。

あくまでも、納税者が提出する帳簿書類等の関係書類を、目で確認する「検査権」しか与えられていません。手を使ってはいけません。

通則法には「国税の調査については必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる」となっています。

「留め置く」とは税務署用語で、調査官が帳簿・書類等を税務署に持ち帰ることを指しています。

条文には、「調査について必要があるときは、対象者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。」と

この法的規定だけを讀むと、罰則規定があることも含め、非常に強権的で、調査官は帳簿等の資料をいとも簡単に持ち帰ることができ

単に持ち帰ることができそうに思えます。ところがこれにも限界があつて、条文には

ありませんが、納税者の理解と協力の下での運用に心がけるよう、国税庁はその事務運営指針で調査官に対し注意を促しています。

このように、任意調査における税務調査では、そのどの場面でも納税者の承諾が必要

です。これは日本国憲法に謳われた国民主権主義から導かれた「納税者の権利」です。憲法が私たちの営業を守って



無断転載禁止